

本日（平成 29 年 6 月 29 日）

## 貸切バス適正化機関の指定を受けました

平成 28 年 1 月 15 日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け、国土交通省に設置された軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において、このような悲惨な事故を二度と起こさないという強い決意のもとに、6 月 3 日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられました。

また、平成 28 年 12 月 2 日には、監査機能の強化と自主的改善の促進に向けて適正化機関が巡回指導等を行うための負担金制度の創設等の措置を講ずる「道路運送法の一部を改正する法律」が成立しました。

これを受けて、当センターは北陸信越地区における一般貸切旅客自動車運送事業者への適正化機関となることを目指し、北陸信越運輸局長あて一般貸切旅客自動車運送適正化機関としての指定申請を行い、この度、6 月 29 日付で北陸信越運輸局長より適正化機関として指定を受けました。

今後は安全・安心な貸切バスの運行の実現に向けて業務を推進してまいります。

- 指定に係る区域

新潟県・長野県・富山県・石川県

- 適正化事業の開始予定日

平成 29 年 8 月 1 日